

(電子メール施行)
教体第1044号
令和2年4月7日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

緊急事態宣言を踏まえた県立学校における春季休業明けの取扱いについて

標記の件につきまして、4月6日付教体第1038号で連絡したところですが、このたびの緊急事態宣言を受けて、県内全ての県立学校を4月9日から5月6日までの間、臨時休業としますので、下記のとおり対応願います。

記

1 県立学校

- (1) 4月8日に、5月6日までの休業期間の対応を連絡するための説明会（新入生対象、在校生対象）を実施
- (2) 週1日、午前中の登校日を設定する（第5学区（但馬）は、週2日を上限とし、かつ学習支援のための補習を認める）
登校時間：通勤時間帯を避ける
授業：実施しない
部活動：実施しない
- (3) 特別支援学校については、(1) (2)の方針に基づき、学校毎に対応
- (4) 定時制・多部制・通信制課程については、(1) (2)の方針に基づき、学校毎に対応

2 年度当初行事について

- (1) 入学行事（入学許可を宣言、保護者参加可）については、休業期間の説明を行う新入生説明会の一環として行うこと
また、会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で、最少人数で簡素化すること
- (2) 在校生説明会については、(1)に加え、学年毎の実施、校内放送対応等も検討すること

3 登校日について

こまめな換気の実施、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じるとともに、学年毎に分散して日や時間帯を設定するなど、地域の状況や学校の実情に応じて感染防止に最大限努めること。

4 学習支援について

学習に著しく遅れが生じることがないように、教科ごとに家庭学習を適切に課すなど、各学校において登校日を利用した進捗状況の確認や、添削指導等の工夫を行うこと。

【例】

- ・ 自学できる教材の配布
- ・ ホームページに教科書の内容をまとめた学習課題の掲載
- ・ 各教科の教員による授業のストリーミング配信
- ・ NHK高校講座を活用した映像視聴による学習サポート
- ・ (無償講座提供会社名) の講座を活用した学びのサポート
- ・ ALTを活用した英語学習 (ライティング添削、オンライン英会話)

5 児童・生徒の心理的支援

児童・生徒の心のケアに留意し、登校日にカウンセリングの機会を設け、スクールカウンセラーを活用した相談体制の充実を図ること。

6 教職員の健康管理等について

教職員の健康管理には十分に留意するとともに、自粛を求められている場所への立ち入りをしないよう指導すること。新たに着任した教職員のケアにも十分に留意すること。

7 その他

別添の「保護者向けメッセージ」を参考に、感染予防対策を保護者等にお知らせ願います。